

社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について

(平成13年7月23日付け社援発第1276号厚生労働省社会・援護局長通知及び平成13年7月23日付け社援総発第5号厚生労働省社会・援護局総務課長通知)

地域福祉課

1 事業の概要

無料低額診療事業は、社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生計困難者が、経済的理由で必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行う事業である。

当該事業は第二種社会福祉事業に位置付けられており、固定資産税や不動産取得税の非課税など、税制上の優遇措置が講じられている。

2 対象者

低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、人身取引被害者等の生計困難者

3 無料低額診療事業の基準

病院又は診療所ごとに適用する。次の(1)から(4)に該当し、かつ、病院の場合は、(5)から(10)の2つ以上に該当し、診療所にあつては、(7)又は(8)のいずれかに該当すること。

項 目	病 院	診 療 所
(1) 生計困難者に対する診療費の減免方法を定めて、これを明示	必須	必須
(2) 要保護者と無料又は診療費の10%以上の減免を受けた者の延数が取扱患者の延総数の10%以上		
(3) 医療ソーシャルワーカーを配置し、必要な施設を整備		
(4) 定期的な無料の健康相談、保健教育等を実施		
(5) 老人、心身障害児者、その他特別な介護を要する特殊疾患患者が常時相当数入院可能な体制整備	いずれか 2つ以上 に該当	いずれか に該当
(6) 要保護者その他生計困難者のうち日常生活上、特に介護を要する者のために常時相当数の介護者を確保しうる体制を整備しその費用を負担		
(7) 当該法人が特養ホーム、身障療護、肢体不自由、重症心身障害児施設等を併せて経営、又はこれら施設と密接な連携を保持して運営		
(8) 夜間又は休日等の通常診療時間外に一定時間の外来診療体制を確保		
(9) 地区衛生当局等との密接な連携の下、定期的にへき地、無医地区等へ診療班を派遣		
(10) 特養ホーム、身障療護、肢体不自由、重症心身障害児施設等の施設の職員を対象に定期的に保健医療に関する研修を実施		

4 留意事項

項 目	
(1) 診療施設の患者の診療方針、診療報酬は健康保険法の例によること	
(2) 診療施設の経営主体は、当該事業を行うために必要な資産を有すること	
(3) 診療費の減免は、概ねア～オの方法による	ア 無料低額診療券を発行し、診療券の提出を受けて診療費の減免を行うこと
	イ 診療券は当該診療施設を利用することができる地域の社会福祉協議会等が保管し、必要に応じて生計困難者へ交付すること
	ウ 診療費の減免額は、関係機関と協議のうえ決定すること

(6 参照)	エ 診療券を持参しない患者から診療費の減免申出があった場合、医療SWが相談に応じて、減免措置を行い、以降は診療券による受診を指導すること
	オ 市町村社協、民生委員協議会等の十分な協力が必要なので、各関係機関に当該事業の内容について周知徹底を図ること

## 5 無料低額診療事業に係る税制優遇

区分	税目	税制優遇を受けられる主体
国税	法人税	社会福祉法人、民法法人
地方税	法人住民税	社会福祉法人、民法法人
	固定資産税、不動産取得税	社会福祉法人、日本赤十字社、民法法人、農協、生協及び宗教法人(旧社会福祉事業法の届出を行った場合のみ)

(注) 固定資産税については、受診者割合に応じて非課税の範囲が異なる。

- 1 受診者割合 10%以上 → 非課税
- 2 受診者割合 5%以上 10%未満 →  $(\text{受診者割合}(\%) - 5) \times 5 + 75(\%)$  の部分が非課税
- 3 受診者割合 2%以上 5%未満 →  $(\text{受診者割合}(\%) - 2) \times 15 + 30(\%)$  の部分が非課税
- 4 受診者割合 2%未満 → 課税

## 6 診療費の減免方法

概ね次のような方法による。ただし、診療施設によって手続方法が異なる場合もある。

